

防府市地域総合支援協議会設置要綱

平成20年4月1日制定

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等から幅広い意見を反映させるため、防府市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例等への対応方法に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること。
- (7) 地域生活支援拠点等の運営に関すること。
- (8) 医療的ケア児とその家族の支援に係る関係機関の連携に関すること。
- (9) 社会福祉法第55条の2第6項に掲げる地域協議会に関すること。
- (10) その他地域の障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体又は家族会の代表者
- (3) 地域福祉団体代表者

- (4) 相談支援事業者
 - (5) 保健・医療機関関係者
 - (6) 社会福祉協議会職員
 - (7) 総合支援学校教職員
 - (8) 企業・就労支援関係機関職員
 - (9) 行政機関関係者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に次に掲げる部会を設置する。

(1) 研修部会

(2) 就労支援部会

(3) 保護者サークル・団体連絡会

(4) 子ども発達支援部会

2 前項各号に掲げる部会のほか、必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(秘密保持)

第 8 条 協議会の委員、第 6 条第 3 項及び第 7 条の規定により協議会に関わった者は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(会議の公開)

第 9 条 協議会（専門部会を除く。）の会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。